

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社久米工務店	茨城県行方市成田 9 5 0	0 2 - 0 1 3 3 3 3

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 2 月 9 日～令和 4 年 3 月 8 日（1 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(株)久米工務店は, 令和 4 年 1 月 1 4 日に鉾田工事事務所が開札した河川堆積土砂撤去工事(03 県単河防第 03-56-755-0-001 号)について落札候補者となったが, 有効な経営事項審査を受審したことを証する書面を有しておらず資格要件を満たさなかった。

5. 指名停止理由

上記事実は, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)別表第 2 第 1 5 号ウに該当すると認められる。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか, 業務に関し, 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし, 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア, イ (略)	
ウ その他, 業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)